

平成 30 年 12 月 19 日

厚生労働大臣

根本 匠 殿

中央社会保険医療協議会

会 長 田辺 国昭

答 申 書

(妊婦加算の取扱いについて)

平成 30 年 12 月 19 日付け厚生労働省発保 1219 第 1 号をもって諮問のあった件について、下記の通り答申する。

記

1. 妊婦加算は、社会保障審議会医療保険部会・社会保障審議会医療部会において取りまとめられた「平成 30 年度診療報酬改定の基本方針」（平成 29 年 12 月 11 日）に基づく診療報酬の改定を行うべきとの厚生労働大臣からの諮問を受け、本協議会において議論を行い創設したものであり、妊婦の外来診療について、通常よりも丁寧な診療を評価したものである。

妊婦加算は、妊婦の診療に積極的な医療機関を増やし、妊婦がより一層安心して医療を受けられる体制の構築を目的としたものである。しかし、その趣旨・内容が国民に十分に理解されず、妊婦やその家族へ誤解と不安を与え、その結果として、算定凍結の措置を講ずるに至ったことはやむを得ないこととはいえ、誠に遺憾である。

2. 本協議会では、診療報酬改定後のしかるべき時期にその実施状況等について調査・検証を行い、必要があれば見直しを行うということを基本としている。そのような中で、必要な調査・検証が行われないままに、凍結との諮問が行われたことは、極めて異例なことであると言わざるを得ない。

しかし、本協議会としては、妊婦加算に対する誤解とそれに基づく不安がある現状において、妊婦加算の算定をこのまま継続することは、当初の妊婦加算の意図の実現が十分に期待できない可能性があるとの判断をした。

今回の措置は、このような特別な事情に基づき実施するものであり、エビデンスと検証を踏まえて議論した上で対応するとい

う、これまでの診療報酬改定の基本的な考え方を変更するものではないことを確認する。

なお、別途有識者において検討される、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援の内容を踏まえ、本協議会としては、改めて総合的な議論をしたいと考えている。

3. 本協議会としては、診療報酬改定を行うに当たっては、その目的や趣旨・内容について、国民に十分理解されるよう、適切に対応することを厚生労働省に望みたい。また、これを契機として、妊婦に対する医療をはじめとする総合的な支援の在り方について開かれた国民的議論が行われるよう望むものである。